

生活衛生関係営業の適正な運営等について

理容業・美容業について

- 管理理容師・管理美容師資格認定講習会の指定基準について
管理理容師・管理美容師に必要とされる知識に即したものとなるよう、講習会の内容を見直す。
- 理容所・美容所に対する指導監督について
無資格者による業務の取締り、衛生水準確保のための指導監督の徹底。

旅館業について

- 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の本人確認の徹底について
国籍及び旅券番号の宿泊者名簿への記載、旅券の写しの保存について、引き続き営業者等に対し周知。
- 「類似ラブホテル」営業についての対応策について
対応策については警察庁と協議中、旅館業法に抵触するような営業についての指導監督の徹底。
- 個室ビデオ店等に対する旅館業法の適用について
営業形態を把握し、必要に応じて旅館業法に基づく指導を実施。

クリーニング業について

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進。

建築物等の衛生対策について

- 建築物における衛生水準の確保について
近年、建築物環境衛生管理基準の不適合率が増加傾向。昨年度は立入検査数が大きく減少。
立入検査の着実な実施により、管理権原者の意識を向上させ、衛生水準を確保する必要。
- シックハウス対策の推進について
「シックハウス症候群」に関する相談体制の充実化。シックハウスの予防対策の周知。